

2017年12月4日

各位

大日本住友製薬株式会社

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得のお知らせ

大日本住友製薬株式会社(本社:大阪市、社長:多田 正世)は、このたび、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)に基づき、厚生労働大臣より、最上位の「えるぼし」の認定を取得しましたので、お知らせします。

えるぼしの認定制度は、2016年4月1日に施行された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定および届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業が、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。2017年10月31日現在において、えるぼし認定企業は442社です。

えるぼしの認定の段階は、厚生労働省が定める5つの項目の基準達成度に応じて、3段階あります。当社は、①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの項目のすべてにおいて基準を満たしていることから、最上位である3段階目の「えるぼし」を取得しました。

当社は、2017年7月に、「プラチナくるみん」[※]の認定も受けており、今後も、ダイバーシフィケーションの取り組みのひとつとして、女性の活躍推進に積極的に取り組むとともに、社員がその能力を最大限に発揮し、活躍することのできる職場環境づくりに取り組んでいきます。

(参考)当社が策定および届出を行った一般事業主行動計画の概要

1. 管理職を対象とした女性社員の定着・育成に関する研修の実施
2. 管理職育成を目的とした女性社員研修の実施
3. 男女ともに仕事と生活の調和が図れ、働きがいのある環境づくり
4. 育児休業からの復職・キャリア形成支援策の実施



※ プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(「くるみん」認定)を受けた企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業が認定を受けられる制度です。

以上

○本件に関するお問い合わせ先

大日本住友製薬株式会社 広報・IR 担当

(大阪) TEL 06-6203-1407/(東京) TEL 03-5159-3300